

第 14 号議案

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境及び生活環境を保全す</p>	<p>神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境及び生活環境を保全する</p>

ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 蓄電所 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第1条第4号に規定する蓄電所をいう。

(3) 特定施設 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 発電出力が10キロワット以上の太陽光発電施設（次のいずれかに該当するものを除く。）

(ア) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置するもの

(イ) 電気事業者その他の者に電気を供給しないもの

イ 出力1万キロワット以上又は容量8万キロワット時以上の蓄

ことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 特定施設 発電出力が10キロワット以上の太陽光発電施設（次のいずれかに該当するものを除く。）をいう。

ア 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置するもの

イ 電気事業者その他の者に電気を供給しないもの

電所

(4)～(6) [略]

(事業区域として禁止される区域)

第6条 [略]

2 事業者は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定された特定農業用ため池及びため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第17条第1項の規定に基づき指定された「特定ため池」（以下「特定農業用ため池等」という。）のうち、規則で定める特定農業用ため池等を事業区域としてはならない。

（関係法令等の手続）

第6条の2 事業者は、特定施設の設置予定場所に係る規則で定める法令等の手続を要する場合は、当該手続を行った後でなければ、第8条第1項の規定に基づく許可の申請をすることができない。

（事前協議）

第6条の3 事業者は、第8条第1項の規定に基づく特定事業の実施に係

(3)～(5) [略]

(6) 大規模特定事業 特定事業のうち、事業区域の面積が5ヘクタール以上のものをいう。

(事業区域として禁止される区域)

第6条 [略]

る許可を受けようとする場合は、同条第2項に規定する許可申請書を提出する前に、次に掲げる事項を記載した書類（以下「事前協議書」という。）に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第8条第1項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可を受けようとする者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先並びに現場責任者の氏名、住所及び連絡先
- (2) 特定事業の事業区域の所在地、土地の地目及び面積
- (3) 設置しようとする特定施設の種類及び規模
- (4) 特定事業の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、その旨を記載した書類（以下「変更協議書」という。）に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更として規則で定めるものに該当する場合は、こ

の限りではない。

3 市長は、第1項の事前協議書又は前項の変更協議書の提出を受けたときは、事業者に対し、特定施設の設置等に係る意見等を書面で通知するものとする。

(近隣関係者への説明)

第7条 事業者は、次に掲げる行為をする前に、特定施設の設置予定場所の周辺地域の住民に対し、実施しようとする特定事業に係る計画（以下「事業計画」という。）の内容等を周知させるための措置として規則で定める措置を実施しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 第18条第3項の規定に基づく特定事業の承継の届出

2 前項の措置を行うに当たっては、事業者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

(特定事業の実施に係る許可)

第8条 事業者は、次に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全

(近隣関係者への説明)

第7条 事業者は、次に掲げる行為をする前に、特定施設の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（以下「近隣関係者」という。）に対し、実施しようとする特定事業に係る計画（以下「事業計画」という。）の内容について、説明会の開催その他の方法により説明を行わなければならない。

(1)～(4) [略]

2 前項の説明を行うに当たっては、事業者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

(特定事業の実施に係る許可)

第8条 事業者は、次に掲げる区域（第1号から第10号までに掲げる区域にあつては、当該区域に事業区域

部を含む。)において特定事業を実施しようとするとき(第6条ただし書の規定により禁止区域を事業区域とすることが認められて特定事業を実施しようとするときを含む。)は、特定施設の設置に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第3項に規定する市街化調整区域

(3) 都市計画法第9条第1項に規定する第1種低層住居専用地域

(4)～(9) [略]

(10) 第3号から前号までに掲げる区域(以下この号において「第1種低層住居専用地域等」という。)以外の区域であって、第1種低層住居専用地域等と類するものとして市長が特に必要と認める区域

(11) [略]

の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。)において特定事業を実施しようとするとき(第6条ただし書の規定により禁止区域を事業区域とすることが認められて特定事業を実施しようとするときを含む。)は、特定施設の設置に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

(1) [略]

(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第9条第1項に規定する第1種低層住居専用地域

(3)～(8) [略]

(9) 第2号から前号までに掲げる区域(以下この号において「第1種低層住居専用地域等」という。)以外の区域であって、第1種低層住居専用地域等と類するものとして規則で定める区域

(10) [略]

(11) 事業区域が都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域を1,000平方メートル以上含む場

2 [略]

3 事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 特定施設における有害物質として規則で定めるものの使用状況並びに使用されている場合はその物質の種類及びその量

(6) [略]

(7) 特定事業に係る資本費（特定施設の設置に係る工事費の総額をいう。）及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入に関する事項

(8) [略]

（許可の基準等）

第9条 市長は、前条第1項の許可に係る申請があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) [略]

(2) 第6条の2に規定する規則で定める法令等の手続を要する場合、

合における当該事業区域

2 [略]

3 事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) 特定事業に係る資本費（特定施設の設置に係る工事費の総額をいう。）及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入に関する事項（いずれも大規模特定事業に係る事業計画書に限る。）

(7) [略]

（許可の基準等）

第9条 市長は、前条第1項の許可に係る申請があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) [略]

当該手続が行われていること。

(3) 当該申請の日が第6条の3第3項に規定する通知を受けた日の翌日から起算して3年を経過していないこと。

(4) 第7条第1項に規定する措置が実施されていること。

(5) 第19条第1項に規定する保証金の預入がされ、同条第3項に規定する市との質権設定契約が締結されていること。

2、3 [略]

(事業計画の変更の許可等)

第10条 [略]

2 [略]

3 第6条の2、第6条の3、第8条第2項及び第3項並びに前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(許可の取消し)

第12条 市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第8条第1項及び第10条第1項の許可を取り消すことができる。

(1)～(6) [略]

(7) 第19条第1項の規定による保証

(2) 大規模特定事業にあつては、第19条第1項に規定する保証金の預入がされ、同条第3項に規定する市との質権設定契約が締結されていること。

2、3 [略]

(事業計画の変更の許可等)

第10条 [略]

2 [略]

3 第8条第2項及び第3項並びに前条の規定は、第1項の許可について準用する。

(許可の取消し)

第12条 市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第8条第1項及び第10条第1項の許可を取り消すことができる。

(1)～(6) [略]

(7) 第19条第1項の規定による保証

金の預入をせず、又は同条第3項の規定による質権設定契約の締結をせずに特定事業を実施したとき。

(8) 第23条の規定による損害賠償責任保険（特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。）への加入をせずに特定事業を実施したとき。

（第8条第1項各号に掲げる区域の外における特定事業の実施に係る届出）

第13条 事業者は、第8条第1項各号に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）の外において特定事業を実施しようとするとき（第6条第1項ただし書の規定により禁止区域を事業区域とすることが認められて特定事業を実施しようとするときを含む。）は、特定施設の設置に着手する日の60日前までに、市長に届け出なければならない。

2、3 [略]

金の預入をせず、又は同条第3項の規定による質権設定契約の締結をせずに大規模特定事業を実施したとき。

(8) 第23条の規定による損害賠償責任保険（特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。）への加入をせずに大規模特定事業を実施したとき。

（第8条第1項各号に掲げる区域の外における特定事業の実施に係る届出）

第13条 事業者は、第8条第1項各号に掲げる区域（同項第1号から第10号までに掲げる区域にあつては、当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）の外において特定事業を実施しようとするとき（第6条ただし書の規定により禁止区域を事業区域とすることが認められて特定事業を実施しようとするときを含む。）は、特定施設の設置に着手する日の60日前までに、市長に届け出なければならない。

2、3 [略]

4 第6条の2の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

5 第1項の届出を行おうとする者は、第6条の3第1項に規定する事前協議書を市長に提出するよう努めるものとする。

6 第1項の届出を行おうとする者は、前項の規定により事前協議書を市長に提出した場合において、第6条の3第1項各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、同条第2項に規定する変更協議書を市長に提出するよう努めるものとする。ただし、軽微な変更として規則で定めるものに該当する場合は、この限りでない。

(第8条第1項各号に掲げる区域の外における事業計画の変更に係る届出等)

第14条 [略]

2 前条第2項から第6項までの規定は、前項本文の規定による届出について準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、届出事業者が当該届出に係る事業計画を変更しようとした場合において変更後の事業計画に従えば第8条第1項各号に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における

(第8条第1項各号に掲げる区域の外における事業計画の変更に係る届出等)

第14条 [略]

2 前条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

3 前2項の規定にかかわらず、届出事業者が当該届出に係る事業計画を変更しようとした場合において変更後の事業計画に従えば第8条第1項各号に掲げる区域（同項第1号から第10号までに掲げる区域にあって

当該事業区域の全部を含む。)において特定事業を実施することになるときは、当該届出事業者は、同項の規定による市長の許可を受けなければならない。この場合における同項の規定の適用については、同項中「特定施設の設置に着手する前」とあるのは、「特定施設の設置に係る変更後の工事に着手する前」とする。

(特定施設設置完了後の定期報告)

第16条 事業者は、特定施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) その他市長が必要と認める事項

2 事業者は、前項の報告を行う際に、併せて規則で定める財務計算に関する諸表及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入を示す書類を市長に提出しなければならない。

3 [略]

(廃棄等費用の確保及び管理)

は、当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。)において特定事業を実施することになるときは、当該届出事業者は、同項の規定による市長の許可を受けなければならない。この場合における同項の規定の適用については、同項中「特定施設の設置に着手する前」とあるのは、「特定施設の設置に係る変更後の工事に着手する前」とする。

(特定施設設置完了後の定期報告)

第16条 事業者は、特定施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(1)～(3) [略]

2 大規模特定事業を実施する事業者は、前項の報告を行う際に、併せて規則で定める財務計算に関する諸表及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入を示す書類を市長に提出しなければならない。

3 [略]

(大規模特定事業に係る廃棄等費用の確保及び管理)

第19条 事業者は、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。

2 前項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

(1) 事業者が設置しようとする特定施設（太陽光発電施設に限る。以下この項において同じ。）の発電出力に、発電出力1キロワット当たりの資本費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第67条に規定される調達価格等算定委員会において示される調達価格（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に

第19条 事業者（第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づき変更後の事業計画が大規模特定事業に該当することとなる事業者及び第18条第1項又は第2項の規定に基づき事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第23条までにおいて同じ。）は、大規模特定事業の実施に当たっては、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。

2 前項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

(1) 事業者が設置しようとする特定施設の発電出力に、発電出力1キロワット当たりの資本費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第67条に規定される調達価格等算定委員会において示される調達価格（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第1項に規定する調達価格をい

関する特別措置法第3条第1項に規定する調達価格をいい、事業者が実施しようとする特定事業に適用されることとなる年度のことをいう。以下同じ。)の算定に用いたものをいう。)の100分の6 (第8条第1項の規定に基づく許可を受ける場合であって、特定事業の事業区域に同条第1項第1号の規定に該当する区域が含まれる場合は100分の7)に相当する額を乗じて得た額。ただし、令和2年度以後の調達価格の適用を受けることとなる特定事業を実施しようとする場合にあつては、事業者が設置しようとする特定施設の発電出力に1キロワット当たり1万円を乗じて得た額とする。

- (2) 事業者が実施しようとする特定事業に係る資本費 (第8条第3項第7号に規定するものをいう。)の100分の6 (第8条第1項の規定に基づく許可を受ける場合であつて、特定事業の事業区域に同条第1項第1号の規定に該当する区域が含まれる場合は100分の7)に相当する額又は当該特定事業に係る廃棄等費用の見積額

い、事業者が実施しようとする特定事業に適用されることとなる年度のことをいう。以下同じ。)の算定に用いたものをいう。)の100分の5に相当する額を乗じて得た額。ただし、令和2年度以後の調達価格の適用を受けることとなる特定事業を実施しようとする場合にあつては、事業者が設置しようとする特定施設の発電出力に1キロワット当たり1万円を乗じて得た額とする。

- (2) 事業者が実施しようとする特定事業に係る資本費 (第8条第3項第6号に規定するものをいう。)の100分の5に相当する額又は当該特定事業に係る廃棄等費用の見積額

3 [略]

4 前条第1項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る前項の規定の適用については、同項中「第8条第1項の規定に基づく市長の許可を受けようとする者にあつては当該許可を受けるまでに、第13条第1項の規定に基づく届出を行おうとする者にあつては特定施設の設置に着手するまでに」とあるのは、「前条第1項の規定により事業者の地位を承継した際に、特定施設の設置に着手していない場合にあつては特定施設の設置に着手するまでに、特定施設の設置に着手している場合にあつては前条第3項の規定に基づく市長への届出を行った後速やかに」と読み

3 [略]

4 第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づき変更後の事業計画が大規模特定事業に該当することとなる事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「第8条第1項」とあるのは「第10条第1項」と、「第13条第1項」とあるのは「第14条第1項」と、「特定施設の設置」とあるのは「特定施設の設置に係る事業計画の変更に伴い生じる工事」と読み替えるものとする。

5 第18条第1項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る第3項の規定の適用については、同項中「第8条第1項の規定に基づく市長の許可を受けようとする者にあつては当該許可を受けるまでに、第13条第1項の規定に基づく届出を行おうとする者にあつては特定施設の設置に着手するまでに」とあるのは、「第18条第1項の規定により事業者の地位を承継した際に、特定施設の設置に着手していない場合にあつては特定施設の設置に着手するまでに、特定施設の設置に着手している場合にあつては第18条第3項の規定に基づく市長への届出を行った後速

替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、既に特定事業を実施している事業者が新たに事業計画の変更（第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書に規定する変更を含む。）をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

（廃棄等費用の確保等に係る公表）

第20条 [略]

（質権設定契約の解除等）

第22条 市は、次に掲げる場合には、第19条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1) 第9条第3項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可の申請に対して許可をしない決定をし、それを通知したとき。

やかに」と読み替えるものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、既に大規模特定事業を実施している事業者が新たに事業計画の変更（第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書に規定する変更を含む。）をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

（大規模特定事業に係る廃棄等費用の確保等に係る公表）

第20条 [略]

（質権設定契約の解除等）

第22条 市は、次に掲げる場合には、第19条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1) 第9条第3項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可の申請に対して許可をしない決定をし、それを通知したとき。ただし、大規模特定事業を実施していない場合に限る。

(2) 第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づく事業計画の変更により、変更後の特定事業が大規模

(2) 第12条の規定に基づき、特定事業の実施に係る許可を取り消したとき。ただし、特定事業を実施していない場合に限る。

(3) 第18条第1項の規定による事業者の地位の承継があった場合において、同項の規定により事業者の地位を承継した者と新たに第19条第4項の規定により読み替えて適用する同条第3項の規定に基づく質権設定契約を締結したとき。

(4) [略]

2～4 [略]

(損害賠償責任保険への加入)

第23条 事業者は特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間、当該特定事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償責任保険」という。）への加入をしなければな

特定事業に該当しないこととなったとき。ただし、大規模特定事業を実施している場合にあっては、災害発生の防止のために必要な措置等がとられていると市長が認めるときに限る。

(3) 第12条の規定に基づき、特定事業の実施に係る許可を取り消したとき。ただし、大規模特定事業を実施していない場合に限る。

(4) 第18条第1項の規定による事業者の地位の承継があった場合において、同項の規定により事業者の地位を承継した者と新たに第19条第5項の規定により読み替えて適用する同条第3項の規定に基づく質権設定契約を締結したとき。

(5) [略]

2～4 [略]

(大規模特定事業に係る損害賠償責任保険への加入)

第23条 事業者は、大規模特定事業の実施に当たっては、特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間、当該大規模特定事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償

らない。ただし、特定施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあつては、当該特定施設の設置を請け負う者が、損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。

2 [略]

(勧告)

第26条 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて、災害の発生の防止のために、又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置その他の措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 第8条第1項又は第10条第1項の許可を受けないで、第8条第1項各号に掲げる区域（当該区域に

責任保険」という。）への加入をしなければならない。ただし、特定施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあつては、当該特定施設の設置を請け負う者が、損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。

2 第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づき変更後の事業計画により当該特定事業が大規模特定事業に該当することとなる事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「特定施設の設置」とあるのは「特定施設の設置に係る事業計画の変更に伴い生じる工事」と読み替えるものとする。

3 [略]

(勧告)

第26条 市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて、災害の発生の防止のために、又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置その他の措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(1)、(2) [略]

(3) 第8条第1項又は第10条第1項の許可を受けないで、第8条第1項各号に掲げる区域（同項第1号

事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。)において、特定事業を実施している者

(4) 第12条の規定により許可の取消しを受けた後も、第8条第1項各号に掲げる区域(当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。)において、特定事業を実施している者

(5) [略]

(6) 第19条第1項の規定に違反して保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定に違反して市と質権設定契約を締結せずに特定事業を実施している者

(7) 第23条の規定に違反して、損害賠償責任保険(特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。)への加入をせずに特定事業を実施している者

(8)～(10) [略]

附 則

から第10号までに掲げる区域にあつては、当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。)において、特定事業を実施している者

(4) 第12条の規定により許可の取消しを受けた後も、第8条第1項各号に掲げる区域(同項第1号から第10号までに掲げる区域にあつては、当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。)において、特定事業を実施している者

(5) [略]

(6) 第19条第1項の規定に違反して保証金の預入をせず、又は同条第3項の規定に違反して市と質権設定契約を締結せずに大規模特定事業を実施している者

(7) 第23条の規定に違反して、損害賠償責任保険(特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。)への加入をせずに大規模特定事業を実施している者

(8)～(10) [略]

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年7月1日から施行する。

(第4条第2項の施設基準の遵守に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に特定施設の設置に着手している特定事業(特定施設の設置を完了している特定事業を含む。以下同じ。)については、令和元年10月1日以後に事業計画の変更(第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。)が行われるまでの間は、第4条第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、施行日以後は、第4条第2項に規定する施設基準の趣旨を考慮して、前項の規定の適用を受ける特定事業について、第25条の規定に基づく指導及び助言を行うことができるものとする。

(第6条の禁止区域に係る経過措置)

第4条 施行日前に特定施設の設置に着手している特定事業については、令和元年10月1日以後に事業計画の

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

(第4条第2項の施設基準の遵守に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に特定施設の設置に着手している特定事業(特定施設の設置を完了している特定事業を含む。以下同じ。)については、平成31年10月1日以後に事業計画の変更(第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。)が行われるまでの間は、第4条第2項の規定は、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、施行日以後は、第4条第2項に規定する施設基準の趣旨を考慮して、前項の規定の適用を受ける特定事業について、第19条の規定に基づく指導及び助言を行うことができるものとする。

(第6条の禁止区域に係る経過措置)

第4条 施行日前に特定施設の設置に着手している特定事業については、平成31年10月1日以後に事業計画の

変更（第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）が行われるまでの間は、第6条の規定は、適用しない。

（第7条第1項の事業計画に係る経過措置）

第5条 次条第2項又は附則第7条第2項の規定の適用を受ける特定事業については、令和元年10月1日時点において実際に事業者が有していた事業計画を第7条第1項に規定する事業計画であるとみなして、この条例の規定を適用する。

2 市長は、前項の令和元年10月1日時点において実際に事業者が有していた事業計画の内容を把握するため、第24条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査の権限を適切に行使するものとする。

（第8条第1項の特定事業の実施に係る許可についての経過措置）

第6条 第8条第1項の規定に基づく許可は、令和元年10月1日以後に特定施設の設置に着手する特定事業について要するものとする。

2 令和元年10月1日前に特定施設の

変更（第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）が行われるまでの間は、第6条の規定は、適用しない。

（第7条第1項の事業計画に係る経過措置）

第5条 次条第2項又は附則第7条第2項の規定の適用を受ける特定事業については、平成31年10月1日時点において実際に事業者が有していた事業計画を第7条第1項に規定する事業計画であるとみなして、この条例の規定を適用する。

2 市長は、前項の平成31年10月1日時点において実際に事業者が有していた事業計画の内容を把握するため、第18条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査の権限を適切に行使するものとする。

（第8条第1項の特定事業の実施に係る許可についての経過措置）

第6条 第8条第1項の規定に基づく許可は、平成31年10月1日以後に特定施設の設置に着手する特定事業について要するものとする。

2 平成31年10月1日前に特定施設の

設置に着手している特定事業については、その事業区域が第8条第1項各号に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。以下同じ。）に属する場合であっても、同項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。

3 前項の規定により第8条第1項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、令和元年10月1日以後に事業計画の変更（第10条第1項各号に掲げる変更を除く。）が行われるときは第10条第1項の規定による事業計画の変更の許可を受けなければならないものとする。

4 第2項の規定により第8条第1項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、令和元年10月1日以後に事業計画の変更（第10条第1項各号に掲げる変更に限る。）が行われるとき

設置に着手している特定事業については、その事業区域が第8条第1項各号に掲げる区域（同項第1号から第10号までに掲げる区域にあっては、当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。以下同じ。）に属する場合であっても、同項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。

3 前項の規定により第8条第1項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、平成31年10月1日以後に事業計画の変更（第10条第1項各号に掲げる変更を除く。）が行われるときは第10条第1項の規定による事業計画の変更の許可を受けなければならないものとする。

4 第2項の規定により第8条第1項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、平成31年10月1日以後に事業計画の変更（第10条第1項各号に掲げる変更に限る。）が行われるとき

は、第10条第2項の規定による届出は要しないものとする。

5 [略]

(第13条の特定事業の実施に係る届出についての経過措置)

第7条 第13条第1項の規定に基づく届出は、令和元年10月1日以後に特定施設の設置に着手する特定事業について要するものとする。

2 令和元年10月1日前に特定施設の設置に着手している特定事業(その事業区域が第8条第1項各号に掲げる区域に属さないものに限る。)については、第13条第1項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。

3 前項の規定により第13条第1項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、令和元年10月1日以後に事業計画の変更(第14条第1項各号に掲げる変更を除く。)が行われるときは、第14条第1項本文の規定による事業計画の変更の届出を行わなければならないものとする。

4 第2項の規定により第13条第1項

は、第10条第2項の規定による届出は要しないものとする。

5 [略]

(第13条の特定事業の実施に係る届出についての経過措置)

第7条 第13条第1項の規定に基づく届出は、平成31年10月1日以後に特定施設の設置に着手する特定事業について要するものとする。

2 平成31年10月1日前に特定施設の設置に着手している特定事業(その事業区域が第8条第1項各号に掲げる区域に属さないものに限る。)については、第13条第1項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。

3 前項の規定により第13条第1項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、平成31年10月1日以後に事業計画の変更(第14条第1項各号に掲げる変更を除く。)が行われるときは、第14条第1項本文の規定による事業計画の変更の届出を行わなければならないものとする。

4 第2項の規定により第13条第1項

の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、令和元年10月1日以後に事業計画の変更（第14条第1項各号に掲げる変更に限る。）が行われるときは、第14条第1項ただし書の規定による届出は要しないものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、第2項の規定により第13条第1項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、令和元年10月1日以後に事業計画の変更が行われ、かつ、変更後の事業計画に従えば第8条第1項各号に掲げる区域において特定事業を実施することとなるときは、第14条第3項の規定に基づき、市長の許可を受けなければならないものとする。

の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、平成31年10月1日以後に事業計画の変更（第14条第1項各号に掲げる変更に限る。）が行われるときは、第14条第1項ただし書の規定による届出は要しないものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、第2項の規定により第13条第1項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、平成31年10月1日以後に事業計画の変更が行われ、かつ、変更後の事業計画に従えば第8条第1項各号に掲げる区域において特定事業を実施することとなるときは、第14条第3項の規定に基づき、市長の許可を受けなければならないものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第8条第2項の規定に基づく許可申請書が提出された特定事業、旧条例第13条第1項の規定に基づく届出書が提出された特定事業又は

令和元年10月1日前に特定施設の設置に着手している事業（それぞれ特定施設の設置を完了している特定事業を含む。以下同じ。）については、施行日以後にこの条例による改正後の神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第1項又は第14条第1項の規定に基づく事業計画の変更（第10条第1項ただし書及び第14条第1項ただし書の規定の適用を受けるもの並びに施行日において現に旧条例第10条本文の許可に係る申請がなされているものを除く。以下同じ。）が行われるまでの間は、新条例第6条第2項の規定は、適用しない。

- 2 新条例第6条の2及び第6条の3（第10条第3項で準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用する。
- 3 新条例第13条第4項から第6項まで（第14条第2項で準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にされる届出について適用する。
- 4 施行日において現に旧条例第8条第2項の規定に基づく許可申請書が提出され、又は旧条例第10条本文の許可に係る申請がなされている事業計画についての新条例第7条第1項の規定の適用については、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めるものとする」とする。
- 5 施行日前に旧条例第13条第1項の規定に基づく届出がされた特定事業又は旧条例附則第7条第3項の規定による事業計画の変更の届出がされた特定事業は、新条例第8条第1項第2号に掲げる区域に事業区域の一部が含まれる場合であっても、施行日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は、新条例第8条第1項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。
- 6 新条例第9条第1項の規定（第10条第3項で準用する場合を含む。）は、施行日以後にされる申請について適用し、施行日において現にされている申請については、なお従前の例による。
- 7 新条例第12条、第19条及び第23条の規定の適用については、施行日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は、なお従前の例による。
- 8 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(手数料条例の一部改正)

第3条 神戸市手数料条例(平成12年3月条例第77号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(72の7) [略]</p> <p>(73) 神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例(平成30年12月条例第14号)第8条第1項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき、特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては8万2,000円、1,000平方メートル以上のものにあっては15万1,000</p>	<p>(手数料)</p> <p>第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(72の7) [略]</p> <p>(73) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例(平成30年12月条例第14号)第8条第1項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき、特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては8万2,000円、1,000平方メートル以上のものにあっては15万1,000</p>

<p>円</p> <p>(73の2) 神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例第10条第1項の規定に基づく事業計画の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき、特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあつては5万9,000円、1,000平方メートル以上のものにあつては12万8,000円</p> <p>(74)～(158) [略]</p>	<p>円</p> <p>(73の2) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第10条第1項の規定に基づく事業計画の変更の許可の申請に対する審査</p> <p>1件につき、特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあつては5万9,000円、1,000平方メートル以上のものにあつては12万8,000円</p> <p>(74)～(158) [略]</p>
--	---

理 由

条例制定後に新たに生じた課題に対応し、安全な市民生活及び良好な自然環境を維持するに当たり、条例を改正する必要があるため。